

自動車等の中に入れて保管下さい！

交 通 事 故

当院では、『健康保険』以外に『交通事故』『労災』『障害保険』『スポーツ保険』『生活保護』等を**取り扱っています**。

現在、車社会の時代、どこに行くにも車で、事故に遭遇する事が多くなっています。

そこで、交通事故に遭った場合、どうしたら良いのでしょうか？

- ①相手の免許書、名前を確認する（車種、ナンバーもメモすると良い）
- ②警察に電話して、事故状況、場所、名前を告げる（**24時間以内**）
- ③相手の電話番号を確認する（**自宅の番号を確認、携帯番号は番号変更ができるので避ける**）
- ④交通事故の妨げになる場合は、移動する（それ以外は警察の指示に従うこと）
- ⑤相手に自分の連絡先電話番号を告げる（携帯電話）
- ⑥交差点の事故は相手の証言が変わる場合が多いので、**後ろの車の運転手にも証言してもらう**のが良いでしょう（携帯番号を聞きましょう）
- ⑦事故処理の時間がない時は、その旨を警察に伝え、後ほど二人で警察に出頭して下さい。
- ⑧上記の場合は、必ず相手の**免許書、名前、名刺、電話番号（自宅・携帯）、車種、ナンバー**メモして下さい。
- ⑨相手が任意保険に加入しているかも確認してください。
- ⑩**体に違和感、痛み**が出ましたなら、**当院に受診・連絡か、整形外科を受診して下さい**。
- ⑪事故当日、翌日に病院等で受診する場合は、**病院の窓口で交通事故と申し出て下さい**。
治療費等は現金治療となることが多いです（翌日支払いも可）
- ⑫**当院に受診した場合は**、治療費は保険会社に**後ほど請求致しますのでお金のご心配はいりません**。
- ⑬自分の任意保険にも後日、事故に遭ったことを連絡して下さい（**搭乗者保険**）
- ⑭**患者様が病院の選択権を与られていますので、接骨院での治療もOK**です。
- ⑮現在、病院に通院している患者様も、接骨院に変える事が出来ます。**併用もOK**です。

【その他】

- 相手が、任意保険に加入していない場合は、被害者請求する事も出来ますのでご相談下さい。
⇒ **当院が患者様の代わりに国に保険請求する事も出来ます**。
- 過失割合によっては、相手の保険会社も自分の保険会社も処理してくれない場合があります。
※過失5割以上 ⇒ **当院が患者様の代わりに国に請求する事も出来ます**。
- 当て逃げ、ひき逃げ**の場合も国の補償制度がありますので、必ず警察にご連絡して下さい。

【補償内容】

慰謝料（国の規定額）・交通費（自動車の場合はガソリン代 1Kmにつき15円・電車料金・バス料金）
タクシー代・入院雑費（1日 /1,100円）・休業補償（主婦も家事仕事で補償）・メガネ・コンタクト・義足等
治療費・文書料・・・自動車の修理代・レンタカー etc. ⇒ 任意保険から

事故に遭いましたら、すぐに当院に受診するかご連絡下さい。

あさひ鍼灸接骨院 TEL.022-391-8191